

令和元年第 4 回市議会(臨時会)
付議案件綴及び同説明資料綴

(その5)

堺 市

目 次

	頁
議案第 64 号 市長等の給与の特例に関する条例……………	3

令和元年第4回市議会（臨時会）に次の案件を提出する。

令和元年6月21日
堺市長 永藤英機

議案第 64 号 市長等の給与の特例に関する条例

市長等の給与の特例に関する条例

(市長の給与の特例)

第1条 令和元年6月10日現在において市長の職にあった者（以下「市長」という。）に対する同日を含む任期に係る期間（この条例の施行の日以後の期間に限る。以下「特例期間」という。）における給料月額は、堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号。以下「条例」という。）別表第8の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の30に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、同表に規定する額とする。

2 特例期間における基準日（条例第34条の3に規定する基準日をいう。以下同じ。）に係る市長の期末手当の額は、同条の規定にかかわらず、当該基準日に係る同条の規定により算出した期末手当の額からその100分の30に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

(副市長の給与の特例)

第2条 副市長の給料月額は、特例期間において、条例別表第8の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、同表に規定する額とする。

2 特例期間における基準日に係る副市長の期末手当の額は、条例第34条の3の規定にかかわらず、当該基準日に係る同条の規定により算出した期末手当の額からその100分の15に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

(教育長の給与の特例)

第3条 教育長の給料月額は、特例期間において、条例別表第8の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の7に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、同表に規定する額とする。

2 特例期間における基準日に係る教育長の期末手当の額は、条例第34条の3の規定にかかわらず、当該基準日に係る同条の規定により算出した期末手当の額からその100分の7に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

(常勤の監査委員の給与の特例)

第4条 常勤の監査委員の給料月額は、特例期間において、条例別表第8の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。ただし、

期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、同表に規定する額とする。

- 2 特例期間における基準日に係る常勤の監査委員の期末手当の額は、条例第 34 条の 3 の規定にかかわらず、当該基準日に係る同条の規定により算出した期末手当の額からその 100 分の 5 に相当する額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

（上下水道事業管理者の給料の特例）

第 5 条 上下水道事業管理者の給料月額は、特例期間において、条例第 34 条の 4 の規定にかかわらず、同条の市長が定める額からその 100 分の 5 に相当する額を減じた額とする。ただし、条例第 34 条の 5 の規定により市長が定める手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、条例第 34 条の 4 の市長が定める額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
（市長等の給与の特例に関する条例の廃止）
- 2 市長等の給与の特例に関する条例（平成 29 年条例第 50 号）は、廃止する。

市長等の給与の特例に関する条例の 制定について

1 制定の趣旨及び内容

市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給与並びに上下水道事業管理者の給料について、令和元年6月10日現在において市長の職にあった者に対するこの条例の施行の日以後の任期中の期間、次のとおり特例措置を講ずることとし、本条例を制定するものであること。

- (1) 市長の給与月額及び期末手当の額について、100分の30に相当する額を減額するものであること。
- (2) 副市長の給与月額及び期末手当の額について、100分の15に相当する額を減額するものであること。
- (3) 教育長の給与月額及び期末手当の額について、100分の7に相当する額を減額するものであること。
- (4) 常勤の監査委員の給与月額及び期末手当の額について、100分の5に相当する額を減額するものであること。
- (5) 上下水道事業管理者の給料月額について、100分の5に相当する額を減額するものであること。

2 施行期日

令和元年7月1日から施行するものであること。

**令和元年第4回市議会（臨時会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その5）**

令和元年6月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市行政資料番号

1-B2-19-0091